

茅ヶ崎寒川地域 I C Tシステム構築モデル事業運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県医師会が、神奈川県補助事業として在宅医療の充実に向けた医療連携及び医療介護連携体制の構築を目的に茅ヶ崎寒川地域をモデル地区として実施（以下「モデル事業」という）する上で、必要な種々の検討等を行うことを目的に「茅ヶ崎寒川地域 I C Tシステム構築モデル事業運営協議会」（以下「協議会」という）を設置するにあたり、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 協議会は、次に掲げる者により組織する。

- (1) 一般社団法人 茅ヶ崎医師会
- (2) 公益社団法人 神奈川県医師会
- (3) その他

2 協議会には、代表者を1名置く。

3 代表者は、その協議会委員がこれを互選する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という）は、代表者が招集する。

2 会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) モデル事業の実施にあたる事業運営等に関する事項
- (2) その他、モデル事業の目的を達成するために必要と認める事項

3 会議の座長は、原則として代表者が務め、座長が会議の議長となる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第4条 協議会は、業務を円滑に遂行するために事務局を設置する。

2 事務局は、茅ヶ崎医師会事務局が担当する。

3 事務局の業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) モデル事業の実施にあたる事業運営等に関する事項
- (2) その他、モデル事業の目的を達成するために必要と認める事項

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、事務局が行う。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。